



# 池の子通信

～友情の輪を広げよう みんな輝く池田小～

甲府市立池田小学校 学校だより  
令和4年11月17日発行  
発行者：学校長 樋川君子

\*かしく なかよく げんきよく\*  
\*あいさつ へんじ  
せいのせいとん そとあそび\*

## まだまだ '秋' は続きます…



- 11月も後半に入りました。日に日に朝晩の寒さが厳しくなっています。子どもたちの登下校の様子を見ると、厚手の上着に手袋、毛糸の帽子、ネックウォーマーやマフラー等を身に纏い、完全に冬の装いになっています。ゆったりと秋を感じるまもなく、11月が「霜月」と言われるとおり、いつの間にか冬を感じる季節となってしまいました。
- （ここで少し季節を戻しますが…）「勉強の秋」「読書の秋」「スポーツの秋」「食欲の秋」…等々、ご存じのように『秋』は何をするにもいい季節です。学校ではこの時期は『研究の秋』とよく言われます。もちろん私たち教職員はより良い授業を行うため、日々の教材研究や教材作成、授業づくりの研修等々欠かさず行っています。それをより深めるために、大きな行事が一段落したこの時期、教職員がまとまって一つのテーマに基づいた研究を校内だけではなく色々な関係団体で行っています。こうした「研究授業」を通して、授業者だけではなく、それに関わった全ての先生方、また、参観した全ての先生方にも力が付くように研修を深めています。そしてその成果は子どもたちの学力向上、体力向上等につながり、「かしく なかよく げんきよく」成長できる子どもたちの育成により一層努めています。
- その成果の一つとして先日こんなことがありました。甲府市教育委員会の数野保秋教育長様、風間俊宏学校教育課長が学校訪問にお出でになりました。短時間でしたが校内を視察し、実際に各学年1クラスずつ授業もご覧になりました。その後「どのクラスも、どのクラスの前を通っても静かで落ち着いた」「先生方が甲府スタイルの授業にしっかり取り組んでいる」「ICTも様々な活用をしている」と、たくさんのお褒めのお言葉をいただきました。子どもたちの頑張り、先生方の頑張りがこのような形で認められるのはとても喜ばしいことです。そして、これも日頃から支えてくださっている保護者や地域の皆様のおかげと改めて感じたいです。ありがとうございます。
- あと1ヶ月あまりで2学期も終わります。今月末からは個別懇談も始まります。お子さんのより良い成長のために、ここで共通理解を図り、方向性を確認できるいい機会です。保護者の皆様もお忙しい日々ですが、引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 読書の '秋' も充実しています！

- 10月24日から始まった「池田小読書週間」もそろそろ終盤に入りました。たまたばこの会の皆様による読み聞かせ、おはなし会、図書委員からしおりのプレゼント、読書郵便、読書郵便くじ…等々様々な取組が展開されています。
- 特に今年は2年ぶりに「読書郵便」が行われています。自分のおすすめの本を郵便にして友達に紹介します。もらった子もおすすめの本を紹介する返事を書きます。各クラスには本物さながらのポストが設置されており、大勢の子どもたちが参加して楽しんでいます。驚いたのは、校長室にもたくさんの郵便が届いていることです。私も楽しみながら返事を書いています。
- 読書の習慣が身に付くと、知識が身に付き読解力を向上させるとともに、「生きる力」の基になる考える力、想像する力、表現する力等を育ててくれます。また、話題が豊かになりコミュニケーション力が高まる、楽しい時間を過ごすことができる、実際に体験できないことが間接体験できる、先人の考え方や人生観に触れることができる等の良さもあります。このような読書の良さを再認識し、大人も子供も本に触れる機会を益々増やしていきたいですね。



ポストを開けてびっくり！  
中にはたくさんの手紙が…



## ◆新型コロナウイルス感染症に係るお知らせとお願い◆

- ここに来て、第8波と言われているように、全国的に感染者数がまた増加し始めています。本校でも感染者が毎日数名ずつ確認されていますが、保護者の皆様のご協力のおかげで、学級閉鎖の措置をとるほどの感染者は出ておらず、日々の教育活動を行うことができます。
- しかしながら、いつ感染が拡大するか全く分からない状況ですので、以前お知らせしました「濃厚接触者の待機期間」「患者に対する療養期間」について次の通り再度確認をお願いいたします。

### ～濃厚接触者の待機期間について～

- 濃厚接触者の待機期間は、感染者との最終接触日から原則5日間（6日目解除）とされていますが、療養期間中に無症状で経過し、2日目と3日目に指定された検査を実施し陰性確認できた場合は、3日目に解除とします。
- ◎これを受け、市内各小中学校では、待機解除となった日から、登校することを可能とします。ただし、7日を経過するまでは感染対策を十分とることが求められていますので、次の点に留意してください。  
【留意点】
  - ・お子さん及びご家族の健康状態の確認を引き続き毎日お願いします。
  - ・マスクは必ず着用させてください。
  - ・熱中症や呼吸苦のリスクを総合的に考え、体育は見学とします。
  - ・心配であればこれまで同様5日間の待機を選択肢としてお考えいただいても結構です。

### ～患者に対する療養期間について～

- 有症状患者の療養期間は、発症日から7日を経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には、8日目から解除を可能とします。
- 無症状患者の療養期間は、検体採取日から7日間ですが、これに加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目に解除を可能とします。
- ◎これを受け、市内各小中学校では、療養解除となった日から、登校することを可能とします。ただし、有症状患者については10日間が経過するまで、無症状患者については検体採取日から7日間が経過するまでは感染予防行動の徹底が求められていますので、次の点に留意してください。  
【留意点】
  - ・お子さん及びご家族の健康状態の確認を引き続き毎日お願いします。
  - ・マスクは必ず着用させてください。
  - ・熱中症や呼吸苦のリスクを総合的に考え、体育は見学とします。
  - ・心配であればこれまで同様10日間（無症状7日間）の療養を選択肢としてお考えいただいても結構です。
  - ・療養期間が終わっても、体調が回復途上にある場合は、回復後に登校させてください。

- 「地域感染レベル」はまだ「レベル2」の状況です。つまり、様々な場面でこれまでと同様の対応が求められています。したがって、学校では「長時間、近距離で対面形式となる活動」や「近距離で一斉に大声を出す活動」は行うことができません。特に、音楽や体育、家庭科等ではまだまだ教育活動に制限があります。
- また、登校時の検温チェックも同様です。保護者の皆様には、日々本当にお手数をおかけしておりますが、子どもたちの教育活動を維持していくため、引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
- なお、今後季節性のインフルエンザの同時流行も心配されます。学校では特に換気を徹底していきたいと考えています。寒くなってきますので、防寒対策として厚手の上着や膝掛け等必要に応じて持たせてください。
- コロナの療養期間が終わり、登校できるようになった際には「登校許可書」は必要ありません。同様に季節性インフルエンザの療養期間が終わり、登校できるようになった際にも「登校許可書」は必要ありませんので、ご承知おきください。
- コロナに係る事については必ず学校に連絡をください。また、心配なことや不明なこと等も遠慮なくご相談ください。

